

第3回軽米町議会定例会

令和元年 9月 4日(水)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

4番 中村正志君

2番 西舘徳松君

1番 上山誠君

3番 江刺家静子君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君		
総務課	総括課長	吉岡		靖	君	
会計管理者兼	税務会計課	総括課長	小笠原		亨	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君		
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君		
産業振興課	総括課長	小林		浩	君	
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君		
再生可能エネルギー	推進室長	福田	浩司	君		
水道事業所	所長	戸田沢	光彦	君		
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君		
教育委員会事務局	総括次長	堀米	豊樹	君		
選挙管理委員会	事務局長	吉岡		靖	君	
農業委員会	会長	山田	一夫	君		
農業委員会事務局	局長	小林		浩	君	
監査委員	委員	竹下	光雄	君		
監査委員会事務局	局長	小林	千鶴子	君		

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	局長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって4番、中村正志君、2番、西館徳松君、1番、上山誠君、3番、江刺家静子君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇4番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 質問に入る前に議長から許可をいただきたいと思いますが、実は私、昨日ちょっと足を痛めまして、歩くのがちょっと不自由な状況ですので、自席にいちいち戻ると時間がかかるとお思いますので、質問して待機する時間、後ろの空いている席に待機させていただきたいと思いますが、許可いただけますでしょうか。

○議長（松浦満雄君） はい。許可いたします。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。

それでは、私から一般質問をさせていただきます。今定例会においては、私から2つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ドッグランの施設整備についてでございます。ドッグランについては、私自身犬を飼っているわけではありませんが、町民の方から寄せられた要望をもとに愛犬家の方々にもお聞きし、また町外のドッグランの施設を見させていただきながら情報収集し、必要かつ重要性を感じましたので、今回の一般質問に

取り上げさせていただきました。また、山本町長は獣医でもあり、犬のことに關してはプロの方ですので、愛犬家の方々の要望にもご理解いただけるものと思いますとともに、いろいろなご指導もいただけるものと期待しております。前置きはこれくらいにして単刀直入にお伺いします。

山本町長は、ドッグランの施設整備を行う考えはないのかお伺いします。また、これまでに町民からドッグラン施設整備の要望はなかったのかお伺いします。

町にも愛犬家が数多くいると思いますが、町における犬の登録数はどれぐらいかお伺いします。

ドッグランの施設は、愛犬と飼い主が開放感のある空間で思い切り遊べる場所であり、犬のためにも飼い主のためにも非常に需要が高い施設だと思いますが、いかがでしょうか。町を見てみると、朝や夕方、また日中においてでも犬と散歩をしている人たちを数多く見かけます。最近では、家の中で犬を飼っている人たちも多く、家族同様の家庭も多いのではないのでしょうか。車の移動でも犬を同乗させている人たちも数多くおられます。犬の身になってみれば、運動不足は人間同様余りよくないのではないのでしょうか。また、犬だけのひとりぼっちでの留守番は寂しく、ストレスもたまってはいないのでしょうか。犬の運動不足解消、ストレス解消にもドッグランは大きな役割を果たしてくれるのではないのでしょうか。

県内ではまだまだドッグランの整備は少ないようですが、飼い主の方からお聞きすれば、犬だけではなく、飼い主同士の情報交換の場としてもぜひ必要であるという声を多く聞きました。飼い主のマナーを町民全体が理解するためにも飼い主相互で情報交換を活発にしていくべきではないのでしょうか。ドッグランには効果とともにリスクもあると言われていています。行政担当者と愛犬家とがざっくばらんに効果とリスクの情報交換をしながら情報を共有し、検討してもいいと思いますが、いかがでしょうか。

現在ハートフルスポーツランドでは犬の散歩は禁止となっています。多分犬のふんの処理などが禁止の要因ではないかと予想されますが、犬の散歩のマナーをそのまま放置するということは、ハートフルスポーツランドだけの問題ではなく、道路上、特に歩道での散歩でも同じことが言えるのではないのでしょうか。各課の管理する施設を個々に考えるのではなく、町全体での課題として飼い主のマナーの徹底を呼びかけていくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町には廃校となったグラウンドや町財産の利用されずに荒れ地になっている空き地も広くあるのではないかと思います。空き地の有効活用も含めてのドッグランの施設整備を考えてもいいのではないかと要望したいのですが、町としてはこのことについてどのようにお考えかお伺いします。

施設整備後の管理運営については、愛犬家などの利用者等との共同で可能だと思

われますが、検討するに値すべき事項ではないでしょうか。住民との共同作業でのドッグラン整備とともに、住民との共同による管理運営も含めて行政が住民とのコミュニケーションを積極的に進めて、ぜひドッグランの実現を期待したいと思います。このことについてもし町では全く考えていないことでしたら、今回の要望がドッグランの施設整備に対する議論のスタートになってくれればという願いも込めております。ぜひ実現のために犬の飼い主とのコミュニケーションを図っていただき、検討、推進をお約束いただくことを期待し、質問を終わります。答弁方、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員のドッグランの施設整備についてのご質問にお答えいたします。

まず軽米町での飼い犬登録の状況であります。平成18年度末には935頭の登録がありましたが、平成23年度末では846頭、平成28年度末では748頭、最新である平成30年度末では642頭となっており、13年間で293頭、率にいたしまして31.3%の減となっております。飼い犬は減少傾向にあるものの、ペットとのかかわり方は大きく変わってきており、家族の一員として犬とともに生活を楽しんでおられる方も多くいらっしゃると思いますが、これまで犬を飼っている方々からドッグランの整備にかかわるお話、要望は受けたことはなく、ドッグランの整備に関して担当課内あるいは町として検討したことはないものであります。また、利用者等と共同した管理運営や廃校となったグラウンド等未利用の公共用地への整備のご意見をいただきましたが、ドッグランの整備にかかわるニーズの状況や他の事業との優先性等を踏まえながら対応を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。私からすれば予想したとおりの答弁かなと。多分町民から直接町に対する要望というのは、今まで余りしてはいないのではないかなと。思いはあっても、役場に言うということではなかったのかなというふうに感じておりました。たまたま私、犬を飼っている人とお会いしたときに、ある場所が非常に適地だよというふうな話から、そういうドッグランの話が出されました。それで、その方だけではなく、ほかの犬を飼っている方に話をしたら、いやぜひつくったほうがいいと。自分もほかの施設に行って利用させていただいていると。近くには八戸市南郷区の鳩田というところに、そんなに立派

な施設だというほどではないとは思いますが、私も行って見ました。そのときは、利用されている状況ではなかったのですが、2通りのスペースがあって、木もちょっとあって草地でベンチもあつたり、簡易的なトイレもあつたり、ただ水もあるのだなど、犬を洗つたり、そういう形でやるのだなどというふうなことを感じました。

いずれ今までは町ではそういうふうな検討をされたことがないという、関知したことはないというふうなお話でしたけれども、これをきっかけにやはりニーズを把握するという必要ではないのかなと。実際役場の職員の中でも多分そういうふうな経験をお持ちになっている人がいるようだなというふうに私は感じております。役場職員の中でもドッグランに連れて行って遊ばせていると申しますか、そういう施設を利用しているという人がいるということは実際聞いていました。そういうふうなこともあると思いますので、ぜひお願いしたいなど。今のお話では優先順位というふうなお話はありましたけれども、実際お金はそんなにかかる施設ではないと。

あともう一つは、やはり今現在道路等を散歩させている方、確かにふんを処理するようにちゃんとビニール袋等を持っている人もいます。しかし、何も持たないでそのまま放置している人もないわけではないです。やはりこのことについては、町全体として犬の飼い方に対する理解を深めることも必要ではないのかなと感じますので、町長は獣医でもありますし、動物のことについては非常に詳しい方だと思いますので、その辺も含めてほかのほうでやっていないのであれば、軽米が先陣を切って進めるというふうなこともあってもいいのではないのかなというふうに感じます。

いずれ効果とリスクがあって、私も調べたところ、効果としては愛犬家同士のコミュニケーションが活性化するということが非常に一番大きいような話をしました。その聞いた話では、いずれ飼い主同士がマナーを情報交換すると。やはり一人だけでやっていると、知らないでいることが非常に多いみたいです。だから、その辺の不安もないわけではないよというふうなこと。お互いがそれを理解し合うと、そして何かあったときには情報交換できるような連絡先等もあればもっといいというふうなこともありました。そういうふうなことを町が主導でなくてもいいのではないかなと。そういう人たちが何人か集まっていたら、一つのグループをつくってやると。それでも十分施設は可能ではないかなというふうに考えられます。

先ほどもちょっと言いましたけれども、廃校になったグラウンドだってあると思いますし、私が一番適地だなどと思って見ているのは、ハートフルスポーツランドの多目的広場のフェンスの脇にジョギングコースとの間に草地がございます。そ

こもきれいに草を刈っていただいている。そこにはトイレもあります。水もあります。であれば、ジョギングコースのほうにフェンスをつくれば、フェンスだって簡易的な手づくりなもので十分ではないかなというふうな感じはしているのですけれども。それで十分できるのではないかなというふうなことを私は感じております。駐車場もありますし、非常にそういうふうな点では、すぐに手をつけられるような場所ではないかなと。

それについては、何回も言いますけれども、飼い主の人たち同士の一つのグループをつくっていただいて、行政とコミュニケーションを密にして管理運営等もその人たちにある程度任せていくと。軽米の町の施設というのは、どちらかというところ、利用者をお願いしている、お任せしている管理運営が非常に多いような感じはしております。実際そういうことでできるのではないかなと、その辺のところを検討していく必要があるのかなというふうに感じますので、その辺のところを含めて再度答弁方お願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） いずれ今中村議員からそういった声があるということは、私もここでよく理解したところでございます。いずれにせよ繰り返しになりますが、ニーズの状況、他の事業との優先性、今グラウンド・ゴルフをやる人やパークゴルフをやる人等、廃校後のグラウンドを利用させてくれないとか、あるいは子育て世代から子供たちの遊び場をつくってくれないとか、いろんな要望も出てきておりますので、そういったことを踏まえ優先順位等を考慮しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） いずれこのことについては、まだまだ役場のほうでもニーズの把握、またドッグランの施設状況等、まだ勉強していないというふうに理解しますので、これが一つのきっかけになって、これからドッグランの施設整備に向けて検討を進めていただければ、進めていただくものというふうに私理解して今回の質問を終わらせていただきたいと思います。まず検討方、よろしく申し上げます。

続けて次の質問に入らせていただきます。第2項目は、受動喫煙防止対策について質問させていただきます。

初めに、健康増進法の一部を改正する法律が施行されたことにより、行政機関はことし7月1日から敷地内禁煙とされたようですが、その趣旨、内容、取り組みなどについてわかりやすく説明をお願いします。私自身は、たばこをやめてから

二十数年になり、今回の健康増進法の一部改正などについては特に関心はなかったのですが、ある施設を利用する際に、町の施設での喫煙は全面敷地内禁煙となった。しかし、特別に受動喫煙の防止が図られるのであればということ以外の一部を喫煙場所に指定したということを知り、そうなのかというふうに思っていたのですが、よくよく考えてみれば、全ての町の施設、行政機関であれば、同じ扱いなのだろうと思っていたところ、対応がそれぞれまちまちであり、また不特定多数の町民が利用する運動施設などでも特に説明もないまま敷地内禁煙が実施されており、果たしてどこでどのような方法で町民に周知されていたのかがわからないこともあり、今回の質問をさせていただくこととしました。

私が調べたところ、岩手県では県立の施設における受動喫煙防止対策指針を平成23年に策定し、ことし5月に全部改正し、取り組んでいるようですが、軽米町における対策指針などはいつ策定され、どのような内容なのかお伺いします。

また、学校では以前から敷地内禁煙を実施していますが、今回の法改正による望まない受動喫煙をなくすことにおいて、学校以外における行政機関の敷地内禁煙を住民に対してどのように周知されてきたのかお伺いします。

次に、今年度の当初予算で屋外喫煙所設置工事110万円の工事請負費が計上されて、3月議会の特別委員会で説明され、担当課長がどこに設置したらいいか大変悩んでいる姿勢が伺われ、今後どのように予算執行に取り組んでいくのかなという思いの記憶がありましたが、それは私の思い過ぎだったのか、いとも簡単にこれまでと同じ場所にこれまで以上の立派な施設を整備されたようでびっくりしました。私の思い過ぎだったようですが、3月議会での説明とは全く裏腹な予算執行には納得いきません。どのような庁内協議を経て、町長決裁の上、予算が執行なされたのかお伺いします。

次に、町には運動施設だけではなく、町民が利用する行政施設が多くありますが、それぞれの施設における屋外喫煙所の設置状況はどのようになっているのかお伺いします。

最後になります。愛煙家にとっては、この法改正は非常に苦痛なものと想定しますが、町民全体で法改正の趣旨、取り組みを理解して、望まない受動喫煙をなくするために公平な町の取り組みを期待するところですが、いまいち町の真摯な取り組みが見えてこないのですが、山本町長は、このことに対してどのようにお感じになられているのかお伺いします。

以上で受動喫煙防止対策についての一般質問とします。答弁方、よろしくお願います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の受動喫煙防止対策に関するご質問にお答えいたします。

望まない受動喫煙防止対策を主な内容とする健康増進法の一部を改正する法律は、昨年7月25日に公布され、本年7月1日に一部を施行し、来年4月には全面施行されることになっております。たばこの煙には、多くの発がん物質が含まれていることが明らかになっており、改正法の趣旨としては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設を管理する者が講ずべき措置について定めております。望まない受動喫煙をなくす、受動喫煙による健康への影響が大きい子供などの未成年者、患者等に特に配慮、施設の類型、場所ごとに対策を実施の3つの基本的考え方に基づいております。概要につきましては、国及び地方公共団体の責務として望まれない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることとされ、多数の者が利用する施設を管理するもの、その他関係者と相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされております。

さらに、多数の者が利用する施設を原則禁煙とする内容になっております。施設については、子供などの未成年者、患者等は特に配慮が必要であるとし、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等を第1種施設、それ以外の事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店などを第2種施設、喫煙を主目的とする喫煙目的施設に分類し、それぞれの禁煙措置や喫煙場所について定めております。

先ほど本年7月1日から一部施行と申し上げましたが、役場庁舎を含む第1種施設が該当し、第2種施設等は、来年4月1日からの適用対象となっております。

町有施設の受動喫煙防止対策にかかわる指針の内容はとのご質問でございますが、当町においては、それに類する指針等は未策定となっております。

受動喫煙防止対策につきましては、関係法令により明確に示されていることから、町としての指針等の策定は行わず、関係法令の各規定を遵守することによって対応してまいりたいと考えております。

今般の法改正に伴う行政機関の敷地内禁煙につきましては、昨年の9月号と本年4月号の健康お知らせ版においてお知らせしているところでございます。法の趣旨である望まない受動喫煙対策につきましては、施設を利用する皆様のご協力とご理解が欠かせないものでありますので、特定屋外喫煙場所の設置場所など、具体的な対応を含め、今後とも広報等を通じ周知してまいりたいと考えております。

屋外喫煙所の設置についてお答えいたします。健康増進法においては、学校や行政機関が対象となる第1種施設では、特定屋外喫煙場所等以外で喫煙できないと規定されており、さらに特定屋外喫煙場所の設置は、施設利用者が通常立ち入らない場所とされ、具体的には庁舎の裏側や屋上为例として示されております。法

の趣旨を踏まえ、庁舎の裏側など設置箇所を検討したところではありますが、庁舎脇や裏側にした場合、冬期間の落雪による事故が懸念されるとともに、駐車場も不特定多数の方が自由に入出りできる場所で、喫煙所の設置はできないとの指導を受けたことから、議会棟玄関脇が適所と判断し、二戸保健所との協議の上で設置したところでございます。

役場庁舎以外の公共施設の対応でございますが、原則敷地内禁煙の第1種施設には、出張所と健康ふれあいセンター、幼稚園、保育園が対象となりますが、特定屋外喫煙場所は指定しておりません。また、体育館や集会施設などは、屋外での喫煙は可能な第2種施設とされ、本年4月1日から屋内での喫煙が禁止されるものですが、ほとんどの施設は、既に建物内を禁煙とし、屋外に吸い殻入れを置くなどの対応をしております。

農業構造改善センター等一部には未対応となっている施設もありますが、指定管理者等にも法の趣旨を十分に説明し、早期に対応いただくよう協議してまいりたいと考えております。改正法が全面施行される来年4月からは、第2種施設である事業所、工場、飲食店なども原則として屋内禁煙となり、事業経営者にとっても対策が求められることとなります。事業所については労働基準監督署が、飲食店については保健所が周知を図ることになっておりますが、自治公民館等の地区の集会施設も対象となることから、町におきましても今後さらなる周知が必要と考えております。

葉たばこは、町の基幹産業でもあり、愛煙家のみならず葉たばこ生産者も誇りを持って生産できるよう配慮しながら、今後とも制度の周知や喫煙マナーの啓発を行うことにより、たばこを吸う人も吸わない人もともに暮らしやすい町となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 再質問をさせていただきます。私が今回受動喫煙防止対策についての質問をしようと思ったのは、1つは、岩手日報の7月13日付で日報論壇というのに投稿されている方、この方はお医者さんのようですねけれども、県議会棟も禁煙にというふうな題目でした。岩手県は、指針を細かくつくって、今まで県庁の外にあった喫煙所も全て閉鎖するというふうなことで取り組んでいるようですが、県議会だけは何か行政機関ではなく、立法機関であるというふうなことで、岩手県としては、そこは抜きにして県議会は県議会で決めてくださいというふうなことのようで、県議会では議論したけれども、意見集約ができないということで今選挙をやっていますけれども、9月の県議選が終わった後に決めてください

というふうな申し送りをしているということに対して非常にこの方は、もっとものことですけれども、ちょっとそれでいいのかというふうなことで記事を書いていらっしやると。

いずれ岩手県でそういう取り組みをしている中で県民を代表する県議会が果たしてそれでいいのかなというふうなこと、それを言っているようです。それが1つの私の今回の受動喫煙防止における質問をするきっかけになったわけです。私たち町議会も4年前は庁舎内では分煙をやっていましたけれども、議会の中では控室では、フリーにたばこを吸えたという状況でした。でも、その後議員同士で話し合いをした中で、それはやはりやめようということで庁舎内と同じように分煙という形に町の議会でもそういう体制をつくってきたということでございますので、県議会の関係については、投稿された記事を見たときに、ちょっとまずいのではないかなというふうに、私はこう思ったわけです。

いずれそのときに、岩手県の指針を見ますと、非常に細かい。軽米町ではそういう関係法令等が具体的でわかりやすいから、その指針をつくる必要はないという非常に私は逆に言えばおくらしているのではないかなというふうに感じます。なぜならば、法律はそれぞれの県、地方公共団体に対して基本的なことを指示することであって、それをもとにしてそれぞれの市町村の実態の中で、どのようにすればそれぞれの町民の人たちが理解しながら取り組んで、それをきちっと実施できるのかなというふうに考えます。岩手県の場合は指針をつくっているという、あるところでは条例をつくっていると。先日ちょっと東京にいる方とお話ししたら、東京都はもう全て条例で全部定めて、どこでも吸えないよと。自分も職場では一切吸えないと。ですから、それは我慢するしかないよというふうなことも言っていました。この新聞の記事の中でも秋田県の例を書いていたけれども、秋田県でも条例を制定して、秋田県独自に取り組んでいくというふうなことです。

ですから、そういうふうなことをほかのほうでどんどんそういうふうに健康というふうな面を考えているのであれば、やはり軽米町でも特に健康づくりについては、先進的な取り組みをしている軽米町でございますので、そういうのを含めてやはりもっともっと先んじた施策を講じるべきではないのではないかなというふうに私は考えるわけです。

それで先ほどたばこ農家のお話もありましたけれども、私もその辺よくわからなかったのですけれども、この新聞記事に書いてありました。たばこ農家に対する影響を口にする人もいるが、葉たばこは現在たばこ事業法によって、その全量が義務的に買い上げられており、たとえ消費量が減ったとしても、農家の収入は保証されているということです。それだけの国としてそういうふうな対策も進めている。その上でたばこの禁煙、受動喫煙防止というふうなことは掲げているので

すから、やはりそれにのっとった形でお互いが理解し合いながら進めていくべきではないのかなというふうに考えます。それが1つでした。

もう一つは、先ほど質問の中で言いましたけれども、ほかの敷地内だけでも、喫煙防止対策が可能な施設をつくれれば、そこで吸ってもいいよというふうなこと。それが軽米の議会の玄関の脇につくったものだとは思いますが、なぜそれが一番先につくられなければならなかったのか。もっとつくらなければならない場所があったのではないのかと。はっきり言って誰が使っている施設でしょうか。職員がほとんどではないでしょうか。

町民のために皆さん仕事をしているのに、なぜ町民に目が向いていないのかなという、やはり町政を運営する姿勢がひとつ、これが一番大きな問題ではないのかなと。受動喫煙防止どうのこうのことだけではなく、やはりその順番が余りにもちょっと軽易な発想だったなというふうに私は、こう感じるわけです。確かに町民体育館、私もちらっと行ってみたら、今まで玄関脇にあったのが、外といますか、それでも室内ですね、あそこ。屋内駐車場とよく呼んでいます、屋根付の。脇にトレーニング室があって、たばこを吸ってれば、トレーニング室の窓をあけていれば、それが入っていくという、そういう場所に喫煙場所を設定するという。町民が多分使う場所だと思うのですが、そういう町民が使う場所というのは、ほかにいっぱいあるのではないかと。そういう場所を指定するのであったら、まず先にそこからそういう喫煙所を設置するのが普通ではないのかなと。それこそ町民ファーストという考えの中でやるべきことではないのかなと。やはりそのことが一番私自身ちょっと違うなというふうに感じました。

だから、その辺のところを再度、なぜ、どのようないきさつでそこがつけられたか。保健所の許可を得たとかと言っていますけれども、その真上は議長室です。議会の事務局があります。果たしてそれでいいのかなというふうに私は感じました。もっと考えるべきだったのではないのかなというふうに考えるわけですが、その辺のところを再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 喫煙場所に関しましては、先ほど申し上げましたように、ふだん余り人が立ち寄らないような脇とか屋上というような、そういった形の中であそこに決定させていただきました。あそこは、決して職員だけではなくて、町民皆さんが使える場所でございますので、どうか使っていただきたいと思っておりますし、また、7月1日以降喫煙場所が1カ所になるということで職員があそこで喫煙している状況を私も見ていて大変ちょっとこれはきちんとしなければいけないということで、8月30日以降勤務時間内は喫煙を禁止しております。ただ出張時

の場合は、移動中、会議等における休憩時間は除いておりますが、勤務時間内は喫煙を禁止しております。そういうことでみずから身を正しながらきちんとそういう状況はつくってまいりたいというふうに考えておりますので、そしてまた、ぜひこれは町民の方々も使っていただきたいと思います。どうぞよろしくご理解、ご協力、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 大変私から厳しい話であったかと思うのですけれども、私から言えば厳しいのではなく、当たり前なことではないかなと。やはりそれぐらいの考え方を持って町政運営に携わっていただきたいと。今勤務時間中のたばこは禁止というふうなお話ありました。ぜひそれは実行していただきたい。やはりお互いがそれぞれ理解し合いながら進めていくということだと思います。

その中でひとつ、喫煙所をつくるのに、私も見たところ、国のほうでは、屋外における分煙施設をつくる場合、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うというふうにあるようですけれども、その110万円の施設をつくる時に、そういう国からの支援があったのか。予算書を見ただけではちょっと私理解できなかったのも、それ1つと。

やはりいずれもっともっと町民に対する周知、この中でも周知をしなければならないよという国からの指導があるようです。周知する方法をもっともっと考えていくべきではないのかなと。やはりいきなり来て、あれ禁煙、ではどこで吸えばいいのだよというたばこ吸う人にとっては、大変苦しいことだなというふうに思います。ですから、ハートフルのパークゴルフ場では、幾ら禁煙にしても、どこかで吸われてごみになったりして、特にもあそこでよく言われているのは、ほかの町外から来たパークゴルフの愛好者の方から、たばこを吸っている姿を見て、非常にマナーが悪いよということを経米のパークゴルフ協会の人たちが言われているということを行っています。ですから、吸う場所が指定されて、そこで吸っていれば納得するのではないかなと。やはりそういうふうなことは非常に大事なことだなと。

それで、この前のグラウンド・ゴルフ大会で、たばこを吸うのどこなのだよと。ああいうのでも、開会式のときでも、たばこを吸う場合は、喫煙所はここに指定していますから、そこで吸ってくださいとか常に毎回それを周知するということが必要なことではないのかなと。健康お知らせ版に書いていましたよと言いましたけれども、正直言って広報だったら見るかもしれないけれども、字だけがいつ

ばいの健康お知らせ版、なかなか字を読むのはちょっと困難だなど。私ももらってはいけれども、それを見ていないというふうな状況ですので、やはり周知方法をどのようにすればいいのかということは今後、まだこれから試行段階、段階的にそれぞれの飲食店等まで影響するようですので、その辺どのようになるのかなというふうなことを不安に感じている町民の方々も多いのではないかなと思いますので、もっともっとそれを逆に言えば職員が理解して、かみ砕いてもっともっとわかりやすく町民の方に教えていただくことをお願いしたいというふうに思います。その辺も含めて最後の答弁、お願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えします。

まず役場で設置しました特定屋外喫煙場所なのですけれども、それに対する財政措置はないものであります。財政措置のほうは、民間の今吸えるのだけれども、これから吸えなくなるというふうなところに対して助成等ができるというふうなことです。そういった制度の中で役場とか、そういったところは対象外となっているところがございます。

広報につきましては、町長の答弁もありましたとおり、健康お知らせ版で2回ほどお知らせしているわけですが、議員おっしゃるとおり、それで十分だったのかということ、ちょっと足りないところがあるかと思えます。町長の答弁の中にもありましたけれども、これからはやっぱり吸う方々からも理解をいただきながら、やはり今まではマナーとして見られていたわけなのですが、施行以降は、今度はルールの遵守というふうな形になりますので、その辺も含めながら広報に努めるとともに、あと役場の公共施設での喫煙場所等のご案内もできるだけ理解しやすいような形で改善を図っていきたいというふうに考えております。

◇2番 西 館 徳 松 議員

○議長（松浦満雄君） 西館徳松君。

〔2番 西館徳松君登壇〕

○2番（西館徳松君） 本年4月の町議会選挙において初当選させていただきました西館徳松でございます。どうぞよろしくお願いたします。

町民の意見を議会に届け、持続可能な町を目指した施策推進のため町議会議員の立場として活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私は、長年農業委員も務めてまいりましたので、町議会議員としての最初の質問は、軽米町の農地利用最適化の推進に関する施策について質問させていただきます。

す。平成31年3月28日付で農業委員会法の規定に基づき、軽米町農業委員会として初めて町長に対し意見書を提出させていただきました。その内容でございますが、担い手への農地集積対策に関することといたしまして、担い手が農地集積を図り、持続的に営農ができるよう積極的な支援を検討すること。耕作放棄地の発生、解消対策に関することといたしまして、貴重な農地や耕作道の整備、改善事業について検討すること。新規就農者の確保対策に関することといたしまして、改善事業について検討することといたしまして、親元就農、新規就農者が安心して就農できる施策について検討すること。農業委員会の支援に関することといたしまして農地利用最適化に向けた持続的な支援を検討することの4項目について意見を提出してご回答をいただきました。その回答に対して、次の点について町長に伺います。

まず1点目でございますが、耕作放棄地の発生、解消対策に関しまして国庫及び県単の基準整備事業や日本型直接支払制度等の活用により、耕作条件の改善を図ることができることから、未活用地域への制度導入を支援すると回答されました。各農業委員、農地利用最適化推進委員が地域で開催される集会等で事業の説明をしておりますが、参加者は高齢の方が多く、なかなか理解されにくい状況と感じております。若い意欲のある担い手を巻き込んだ事業導入体制の確立が必要と考えていますが、町長の考えを伺います。

次に、2点目でございますが、新規就農者の確保対策に関しまして、国の事業を初め今年度新たに創設された親元就農給付金事業により、担い手の確保、育成を図ると回答されましたが、今現在の交付決定者の数を伺います。

また、交付要件を見ますと、専門的な畜産農家者には年間従事日数等の基準はクリアできそうですが、一般の畑作水田農家経営者には厳しい条件のように考えられることから、新規就農者の多数確保のため、兼業農家等も対象となるよう要件を緩和したほうがよいと考えますが、町長の考えを伺います。

以上について答弁、よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 西館議員の軽米町の農地利用最適化の推進に関する施策についてのご質問にお答えいたします。

平成31年3月28日付で農業委員会から提出されました農地利用最適化の推進に関する4項目の意見書に対し、令和元年5月10日付で回答させていただきました。初めに、項目の1つであります耕作放棄地の発生、解消対策に関することについてお答えいたします。

耕作放棄地の発生、拡大の要因といたしましては、高齢化による労働力不足及び

土地条件が悪く、生産性が低いこと等が挙げられると考えております。特に当町のような中山間地域におきましては、平野部とは違い、狭小な農地区画や農道等耕作上の悪条件を要因とした耕作放棄地の発生、拡大が顕著であることから、国庫補助事業の圃場整備事業や県単独事業の活力ある中山間地域基盤整備事業等の活用、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等の日本型直接支払制度の活用による耕作条件の改善などの事業を実施することが可能であることから、町といたしましては、農業者への周知を図り、未活用地域への制度導入支援を強化してまいりたいと回答させていただきました。

しかしながら、ご指摘のとおり、農業におきましても人口減少、少子高齢化の影響が大きく地域で開催される集会や地域農業マスタープランの見直しにかかわる座談会等でも参加者の多くは高齢の方となっております。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、平成24年度に作成した地域農業マスタープランは、令和2年度末までの実質化が義務づけられていることから、将来にわたって地域の農地、農業を担っていく中心経営体の確保を図るため、認定農業者や認定新規就農者等への周知徹底によりプランの実質化に向けた話し合いへの積極的な参加を促し、耕作放棄地の発生、解消対策の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の確保対策についてお答えいたします。国庫補助事業であります農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付決定者は、平成24年度から延べ14人、うち夫婦4組となっております。今年度は5人、うち夫婦1組に対し、補助金が交付される予定となっております。この制度は、次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、地域農業マスタープランに位置づけられ、補助要件に該当する50歳未満の方に対し、最長5年間、年額最大150万円が交付される制度であります。

また、平成31年4月1日に施行した町の単独事業であります軽米町親元就農給付金事業は、国庫補助事業の要件に該当しない親元就農者で町が定める交付要件を満たす55歳未満の方に対し、最長2年間、年額42万円が交付される制度で農林業の活性化に向けた軽米町自然のめぐみ基金の活用により、将来の担い手確保を図ろうとするものであります。

この制度につきましては、広報かるまいやお知らせ版への掲載及びかるまいテレビの放映等で町民への周知を図ってまいりましたが、申請者がなかったことから、岩手県が作成する新規就農に向けて支援を行う対象者リストに登載され、町で定める交付要件を満たすことが想定される9名の方に対し、6月5日付で個別に事業の周知を図ったところでありますが、いまだに申請がない状況となっております。補助要綱策定に際しましては、他市町村の類似事業等も参考に検討を重ねた

上で策定したものでございますが、現在のところ利用者がいない状況でございますので、新規に親元就農を希望される方、あるいは就農を始めた方々にとってよりよい支援制度となるよう再度詳細にわたり検討をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 西館徳松君。

〔2番 西館徳松君登壇〕

○2番（西館徳松君） 答弁ありがとうございます。ただいま町単独事業の親元就農給付金事業について交付要件の見直しに向け再検討するという答弁を受けましたが、年間交付額の42万円も新規就農者にとっては魅力のある金額となっているのか疑問であり、交付要件にあわせて年間交付額についても再検討する考えはないのかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの西館議員のご質問にお答えいたします。

交付要件の再検討にあわせまして年間交付額42万円につきましても、国の制度等と整合性を図りながらあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 西館徳松君。

〔2番 西館徳松君登壇〕

○2番（西館徳松君） それでは最後に、新規就農者にとって魅力ある制度としていただきますよう要望し、私の質問を終わります。

◇1番 上山 誠 議員

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 本年4月に町議会選挙におきまして町民の皆様の温かいご支持により初当選させていただきました上山誠でございます。地域住民の意見を町政や町づくりの議論の場である議会に届け、軽米町の活性化のために努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私は25年間農業を本業としてまいりましたので、特にも農業の振興について関心を持っておりますので、町議会議員としての最初の質問は、軽米町の今後の農業振興政策について質問させていただきます。

軽米町の現在の農業情勢を見ますと、農地の部分については、農地中間管理事業等の仕組みがつくられ、好条件を求めなければ、ある程度確保しやすい状況にな

ってきているのではないかと感じております。しかしながら、人の部分については、当町の農業従事者数は、ここ15年間で約6割程度となり、農業にも人口減少、少子高齢化の影響が大きく減少傾向が著しく進んでいるものと感じております。それに加え、農業の雇用状況等においても被雇用者の高齢化及び若年労働力の1次産業以外への流動化等により、労働力の確保が厳しい状況になっております。

また、担い手や後継者不足も深刻な問題で、現状維持の農業経営を行っている方も、今後の機械導入の時期等を契機に規模の縮小や離農を考える農家も多くなるのではないのでしょうか。軽米町の基幹産業である農業を衰退させないために、今こそ新たな政策を展開すべき時であり、次の3点について山本町長にお伺いします。

まず1点目でございますが、今後の軽米町の農業の核となる担い手や後継者の確保について今後どのような施策を展開しようとしているのかお伺いします。

2点目でございますが、向上意欲のある担い手等に対して機械の更新、導入に係る町独自の補助事業等を考えてみてはいかがでしょうか。

3点目でございますが、県などが進めているスマート農業の普及について町としてどのように考えているのか。また、町独自の補助事業等を考えてみてはいかがでしょうか。

以上、3点について答弁、よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 上山議員の軽米町の今後の農業振興施策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、今後の軽米町の農業における担い手や後継者の確保についてのご質問にお答えいたします。近年農業が抱える大きな問題として人口減少、少子高齢化に伴う担い手や後継者の不足、耕作放棄地の発生、拡大が挙げられ、その対策が全国的な喫緊の課題と認識しております。当町における担い手等の確保対策といたしましては、国庫補助事業であります農業次世代人材投資事業の活用により、これまで14人の方が補助金の交付を受けており、経営技術、営農資金、農地の各課題に対応できるよう各関係機関で構成するサポートチームにて経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、青年等就農計画の達成に向け取り組んでおります。また、国庫事業に該当しない方を対象といたしまして、平成31年4月1日に施行した町の単独事業であります軽米町親元就農給付金事業により、新規就農者の就農直後の経営確立を支援することとしておりますが、現在のところ申請者がいない状況であり、多数の方からご活用いただけるような施策とするため、詳細にわ

たる見直しも必要と考えております。

今後地域農業マスタープランの実質化に向け、地域ごとに話し合いを行う予定であり、この機会を契機に地域の皆様とともに、新規就農者の掘り起こしに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、軽米町自然の恵み基金を活用した新たな農林業の活性化施策についても検討してまいりたいと考えております。

次に、意欲ある担い手を対象とした町独自の機械更新及び導入に対応した補助事業の創設についてのご質問にお答えいたします。今年度一般会計当初予算に計上しております農業関係の補助事業は、農業機械の更新、導入等にかかわる予算といたしまして国庫補助事業の経営体育成支援事業で300万円、県単独補助事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業で825万円となっております。また、畑作振興を推進するための予算といたしまして、町単独事業の軽米町工芸作物生産振興事業費補助金410万円、エゴマ、ソバの産地確立推進事業費補助金470万円、園芸産地づくり強化対策事業費補助金等120万円、畜産振興の予算といたしまして、町単独事業の畜産産地づくり強化対策事業費補助金等1,600万円の計上により、軽米町の基幹産業である農業振興にかかわる施策を進めているところでございます。しかしながら、議員ご指摘の担い手等を対象とした町独自の農業機械の更新、導入に対する補助制度は創設されていない状況であり、今後特定財源確保の見通しや担い手農業者の移行等、総合的に勘案の上、検討してまいりたいと考えております。

最後に、県などが進めているスマート農業の普及についてのご質問にお答えいたします。農業従事者の高齢化、後継者不足等に伴う労働力の不足、耕作放棄地の増加、食料自給率の低下等の諸問題が懸念される社会情勢の中、その課題を解決し、成長産業化を目指そうとする農業経営体の大きな課題である労働力の確保対策として外国人技能実習制度の活用や農福連携の取り組み、スマート農業の導入が注目されています。農業を持続的に発展させていくためには、担い手の減少や高齢化が進む中であって収益を上げる農業を実現していくことが重要であり、そのためにはロボット、ICT、AI等の先端技術を活用した省力化や高品質生産が期待されるスマート農業は、有力な手段の一つであると認識しております。

スマート農業に対応した補助事業といたしましては、最適な技術体系を確立する取り組みを支援する国庫補助事業のスマート農業加速化実証プロジェクト事業、農業機械の導入を支援する県単独事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業の活用が可能でございますが、スマート農業自体もいまだ導入に向けた実証段階にあり、当町における個々の農業経営体系に則して円滑にスマート農業が導入されるよう今後関係機関等との連携を図りながら中心経営体等への情報提供の

周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 答弁ありがとうございます。

スマート農業の普及を徹底して進めていただきたいのも私としては非常に思っているところでございますが、勉強会等を積極的に町で開いていただいて、スマート農業をさらに普及させていくというか、町のほうが県より進むような感じで進めていただきたいと思います。まず今現在ある向上意欲のある農家を一企業と捉えて規模拡大ができるように町独自の政策をお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇3番 江刺家 静 子 議員

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 日本共産党の江刺家静子です。

まず最初に、北九州の豪雨災害により亡くなられた皆さん、そして被災された皆さんに哀悼とお見舞いの言葉を申し上げます。

それでは、質問に入ります。軽米児童クラブの安全対策、緊急時の対応と施設の改修について質問いたします。まず、放課後児童クラブは、児童福祉法に基づいて共働きやひとり親家庭の小学生が過ごす場所の一つです。女性の社会進出でニーズが高まり、子供の健やかな成長を支え、安心して預けられる場所にし、量と質の充実が求められています。軽米町児童クラブ管理運営規則によると、活動の内容としては、児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、そして遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと、児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、そして家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他児童の健全育成上必要な活動となっています。

今この児童クラブの場所ですけれども、農村勤労福祉センターという町民体育館の隣の建物の2階を使って運営されています。この建物は、スポーツ、文化、レクリエーションを行う勤労者のための体育施設という目的で建てられたものです。ですから、勤労者のための体育施設ということです。児童クラブとして利用されることを想定した設計になっていないので、子供の行動を見るとき、安全対策、緊急時に対応できないのではないかと心配されます。

例えば小中学校、保育園等の玄関はみんな引き戸ですけれども、重いドアです。ドアを前の子供があけて、閉めてはね返ったときに、後ろから来た子供がそれに

耐えられなくて転んだりします。先日も聞くところによると、はね返ってきたドアを足で蹴ってガラスが割れてけがをしたという話も聞きました。

建物の構造も2階を使用していますので、1階の入り口から誰が入ってきたのか気がつかないというとても恐ろしい、考えれば、2階の部屋のところまで不審者が上がっていかないと気がつかないというふうになっています。預けている方がちょっと言っていましたけれども、預けていてこういうことを言うのも何ですけれども、私いつもここが危ないなと思いますと、ここに変な人が立っていたらどうしようと、子供のことが心配になりますと心配しながら預けていますということをしていました。もし、そこに防犯カメラとか、また上から見られるようなモニターカメラみたいなのがついていたら、少しは安心するのではないのでしょうか。また、玄関の前は、中は明るいのですが、外側は暗いので、来たときに、センサーライトでもつけたらいいのではないかなと思っています。

2階の途中の踊り場があって、そこに窓があります。窓が天井まであるので、真夏は西日ががんと入って大変暑いです。冬は寒いです。カーテンはありません。2階は、常時使っている部屋は1室でドアが1カ所だけです。それを見たときに、不審者のこともあります。地震とか火事とかあったときは、もうどこにも逃げられないなと思います。2階です。それから、遊び場として使っている場所は、隣の和室と、それから奥の柔道室です。そこも手すりがありません。カーテンもありません。窓がやっぱり天井まで届く窓です。ですから、暑さ、寒さはもろに響いてきます。それから、保育室の中のテーブルとか椅子は全部廃品といえますか、小学校かもしかしたら保育園から来たのではないかなと思うのですが、随分低い机と椅子があります。今2年前から6年生まで入ってこられるようになったそうですので、そこで朝から夕方までいて、食事をしておやつを食べて、お勉強してとなると、これはちょっとひどいのではないと言ったら、ああ大丈夫です、大丈夫です、これでみんなやっていますからということだったので、本を読んでいる子とか、奥の柔道室のほうで跳びはねている子とかいましたけれども、それぞれ別の場所でそれぞれの遊びをするから大丈夫ですと言っていましたけれども、やっぱり体型に合った机、椅子が必要ではないかと思っています。

それから、エアコンはつけていただいて、とても助かっていますということで、ただ遊ぶほうの部屋にはありませんので、時々子供たちは涼みにその保育室に戻ってくるそうです。

それから、冬場はどうしているのですかと言ったら、冬はストーブだそうです。ストーブをあっちに移したり、こっちに移したりしているということで、最近利用者がふえているということなので、ぜひとも安全な暖房器具をつけてほしいと思いました。細々としたことを言ってあれですけれども、メガソーラーの町でも

ありますので、電気を使った暖房などもつけていただけたらと思います。

このところ、さっきも申しましたとおり、女性の社会進出などで外に出て働く人がふえてきたので、子供の出生数は減っているとは思いますが、利用者数はふえてきているということだと思います。小学校区ごとに児童クラブを設置することを提案したいと思います。ぜひともお願いします。

それから、子供たちですので外遊びもします。誰か行ったときに見てほしいのですが、隣が体育館です。そして、階段の下がちょっとあいているので、子供たちはその辺を飛び回りますけれども、ガードレールといいますか、ガードが余りにもすき間が大き過ぎて、大人ではいいのですけれども、子供はするりとくぐり抜けて落ちるといふうなすき間があいています。そういうところもぜひ見ていただいて、新しく建てかえていただきたいなと思うのですが、とりあえず安全対策、そして緊急のときの避難のこととかについて対策をしていただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の軽米児童クラブの安全対策、緊急時の対応と施設改修についてのご質問にお答えいたします。

施設等の改善について申し上げます。放課後児童クラブは、保護者が昼間仕事などで家にいない場合の家庭にかわる生活の場所、児童の健全育成に資する場として児童福祉法に基づき平成13年度に農村勤労福祉センターに設置し、設備運営基準等に基づき、これまで運営してきております。農村勤労福祉センターは、江刺家議員のご指摘のとおり、勤労者の福祉増進、スポーツ、レクリエーションを行う施設として建てられたものでありますが、平成26年度に放課後児童健全育成事業費等補助金を活用し、ロッカー、エアコン、階段及び窓からの転落防止策の設置などを行い、児童クラブとしての施設整備を行っているところであります。児童の見守りについては、児童クラブ室、和室、柔道場、それぞれに支援員等を配置して、児童のみの状況となることがないように体制をとっており、屋外や体育館を利用する場合でも必ず支援員等が見守れる体制をとって運営しております。

施設周辺につきましても、定期的に点検し、改善が必要な箇所については、施設管理者である教育委員会と協議をしながら改善に努めております。また、緊急時の対策としましては、計画的に避難訓練を実施しており、職員の役割分担、児童の避難経路や連絡体制の確認など、災害発生時の対応に万全を期しているところでございます。ご指摘のありました玄関の扉が重いことや不審者への対応にかかわる改善点につきましても、町としても同様の認識ですので、改善方法、予算措置等施設管理者と協議をしながら引き続き万全な安全対策、緊急時の対応に向け検討してまいりたいと思います。

小学校区ごとに児童クラブを設置してはどうかについてお答えいたします。放課後児童クラブの今年度6月末の登録児童数は、軽米小学校37人、小軽米小学校13人、晴山小学校5人となっており、前年度同月では、軽米小学校が29人、小軽米小学校9人、晴山小学校6人であり、11人ほど増加している状況となっております。江刺家議員からのご指摘のありました小学校区ごとに児童クラブを設置とのご意見につきましては、町でもそのように考え取り組んできたところではありますが、平成25年に放課後の児童の過ごし方、利用意向等の調査をした結果、小軽米小学校、晴山小学校とも利用したい児童が10人に満たず、国からの支援を受けることができないこと、各小学校に開設している放課後子ども教室の時間延長、小学校の管理上の問題、指導員の確保の問題などがあったため、平成25年10月から小軽米小学校、晴山小学校の利用希望児童についてタクシーによる送迎事業を開始し、対応してきたところであります。

江刺家議員の提案についてでございますが、放課後児童クラブの設置、運営に当たっては、放課後児童クラブ設備運営基準に基づき、施設放課後指導支援員等の基準を満たす必要もあることから、設置施設、職員の配置などを含め、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 先ほど6月末の利用者数、さっきお聞きしましたが、夏休み、冬休みになると、かなりふえるというようです。その休み期間中、ふえたときのこと、それから二戸管内の保育料もわかたらお聞きしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの江刺家議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長からもありましたが、6月末の登録者数については55人ということになります。7月末時点、つまり夏休み中の登録者数は79人となっております。夏休みだけの利用者数については25人ということになっております。先月8月末の時点では、53人の登録者数となっております。

次に、二戸管内の児童クラブの保育料ということでございましたけれども、二戸市は月4,000円、一戸町は月2,000円、九戸村は月2,000円となっているようでございます。

以上で答弁とします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

[3 番 江刺家静子君登壇]

○ 3 番 (江刺家静子君) 先ほどの町長の答弁にもありましたそれぞれの部屋、廊下とか、遊んでいるところは見守っていますということでした。それは私が行ったときもちゃんと廊下にもいるし、柔道室にもいるし、保育室にもいて、本当に事故がないように見守っていました。ただ、夏休み期間中になると、いる時間も長いし、人数はどっとふえて、それでしかもお昼も食べて、おやつも食べてということになって、暑い日は B & G のプールに連れていったりしています。7 月末、79 人の登録者数ということでしたけれども、軽米町の人口減少、計画書があります。対策の、ちょっと忘れてきてあれですけども、平成 28 年度からだか作成した 5 年間の人口減少対策の計画書があります。その中でも小学校ごとの児童クラブを設置することが課題であるとなっていました。とりあえず夏休み、冬休み、長期の休みの期間だけでも設置して、できるだけ多くの子供たちがそこを利用して親が安心して働けるようにしていただけたらと思います。

それから、先ほど利用料をお聞きしましたが、二戸市が 4,000 円、一戸町が 2,000 円、九戸村が 2,000 円、軽米町は 5,000 円です。5,000 円プラスおやつ代ということなので、あと休みの日はお弁当を持ってくるか、スーパーで買ってくる子供さんもあるかもしれません。おやつ代等もプラスになるので、結構な出費になると思います。その利用料の引き下げもこの場で要望したいと思います。

それから、町長にはぜひもし行って見たことがなければ、児童クラブに行ってみていただきたいと思います。本当に子供たちが放課後に開放された感じでキャーキャーと大騒ぎして遊んでいます。外の周りとか、手すりの状況とかも見ていただけたらと思います。

児童クラブは、子供の安全な生活を保障する場所です。環境が少しでも豊かなものであるように改善することを要望いたします。また、年次計画で児童クラブに合った建物を建てていただけないかということも要望してこのことの質問は終わらせていただきます。

○ 議長 (松浦満雄君) 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○ 町長 (山本賢一君) 今ご指摘の点、子供たちの安心、安全な施設と申しますか、大変大事でございますので、私も 1 度は行ってはおりますけれども、また現地を見ながら検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○ 議長 (松浦満雄君) 江刺家静子君。

[3 番 江刺家静子君登壇]

○3番（江刺家静子君） 質問の2つ目、メガソーラー施設の災害発生時の対応についてお聞きします。

8月23日に山内の西ソーラーの竣工式がありました。そこでこのようなパンフレットをいただきました。竣工式の会場でレノバの木南社長さんが挨拶の中でこのようなことを言っていました。東日本大震災の後、山本町長から声をかけていただいて、その場所を見たときに、傾斜などを見てどうかなと思ったと。しかし、くまなく歩いて、やってみようという気になってつくることができたと、そしてきょうの日を迎えたということをお話されていました。その施設は、皆さんもよくご存じのとおり、敷地面積が西ソーラーだけで155万平方メートル、東京ドーム33個分、年間発電量は5,000万キロワットアワー、1万5,000世帯分です。それから、二酸化炭素削減効果は、年間2万7,000トン、杉の木約193万本分、そしてソーラーパネルの枚数は22万416枚です。積み重ねると富士山の約2倍の高さになるということです。

東ソーラーは12月に完成することになっております。東ソーラーは面積もこの倍ぐらいの面積です。大変大きなソーラー発電所となります。先日現地をちょっと見に行きました。現地といいましても、山の中に入ることはできませんので、新井田地区のところから発電所のほうを見ました。こういう感じになります。そして、私とか私の知り合いも含めて素人ですので、専門的な知識がないまま、ただひたすら災害を心配していると言われますけれども、やはり災害、想定外の豪雨とかありますので、その心配はなくなりません。この写真の中にもよく見ると、行ったときに、ここの新井田地区のほうに向かって大きな調整池があるのですけれども、そここのところがのり面になっていてずっと高くなっていったところがちょっと崩れていました。この写真もよく見ると、ちょっと茶色になって崩れているというのがわかりまして、上のほうも暑い日が続いたせいか芝生がもう枯れていました。下のほうは緑だったのですけれども、上のほうは枯れているということで、やはり自然条件の中で日々条件は変わっていくのだなと思います。

先ほども言いましたように、私たちは、その中を見たりすることができないし、もちろん山内の地権者の皆さんもそこに入ることはできないのではないかと思います。ですから、災害のことについては、本当に心配いたします。軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画書というのがあります。その中に、業者がどのような変化が起きているのか住民は知ることができないので、次のようなことを届けることになっていきます。災害の発生が予見される際の待機体制及び災害が発生した際の連絡体制をあらかじめ定め町に届けますとなっています。これはどのように定めたのか、届いているのかお聞きいたします。

それから、さっき雨の話だけしましたけれども、例えば2016年、暴風雨によ

ってソーラーパネルが破壊されたというニュースがありました。そのときは、風速35メートルだったそうです。ソーラーパネルは38メートルまでは耐えられるという業者の説明です。軽米町も昨年、一昨年かな、瞬間最大風速が30メートルを超えた日、台風ではないのにそういう日もあるということです。ですから、風のこと、それから竜巻、起こっても不思議ではありません。雷があっても不思議ではないと思います。土砂崩れだけではなくて、パネルの場合は、火災も想定されます。火災の対応の仕方、またパネルが風で飛ばされてきたときの、とにかく外れてきても、それは発電をするということですので、さわってはいけないとか、また有害物質が出るということも言われています。それらのことの注意を周辺の住民の方々にぜひ説明してほしいと思います。協議会のアドバイザーをやっていた先生もそのことを大変心配されております。災害が発生した場合、住民との協定に基づいて迅速に報告してほしい。そして、配慮が住民との信頼関係を築くことにつながるとおっしゃっています。ぜひともそのことについて周知、そして対策を考えていただきたいと思います。

それから、2番目、再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画書という、これを平成27年3月に策定していますが、その作成後の推進協議会の活動についてお伺いします。

計画書ができるまでは大変なエネルギーを要するというか、発言が制限されるほど発言が活発に行われたのですけれども、この林業関係の先生から再生可能エネルギーの研修でお話を聞いたときにも、この協議会が重大な役割を果たすということでしたので、その活動状況についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のメガソーラー施設の災害発生時の対応についてのご質問にお答えいたします。

事業者における災害の発生が予見される際の待機体制等についてでございますが、各事業者には、農産漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定をする際に、認定条件を付しております。その認定条件の第1番目に異常気象時における当該林地開発を起因とする災害が発生しないよう、あらかじめ気象予報に応じた警戒設備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講ずることとしております。この認定条件に基づき、既に発電開始している軽米西山太陽光発電所においては警戒設備計画指針を、軽米西ソーラーにおいては防災管理計画書を策定しております。また、現在工事中の軽米東ソーラー、軽米尊坊太陽光発電所については、工事期間中、災害情報伝達指針を策定しており、工事期間に災害が発生した場合は、この指針に基づき行動すること

としております。地区説明会においても、災害発生時の対応については説明しておりますが、今後とも一般町民対象の現地見学会など、機会あるごとに周知に努めてまいります。

再生可能エネルギー推進協議会の活動状況につきましては、学識経験者、農協や商工会などの町内関係団体、公募による町民、発電事業者、地権者団体、農林水産省と岩手県、町を構成メンバーとし、毎年数回開催しており、協議会の規約改正や農山村活性化計画書の改正等を協議いただいております。また、協議会で発電設備の現地巡視を実施しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 再質問いたします。先ほど見回りとか、認定条件を付しているということでした。見回りは天気予報で災害が予想されるときだけでしょうか。それとも日常的に回っているのでしょうか。また、カメラなんかもつけているのでしょうか。もし災害が起きた場合を想定した訓練などもしているのでしょうかお伺いします。

それから、再生可能エネルギー推進協議会のことですが、たしか持ち回り会議、西山ソーラーの所有者がかわるときに、持ち回り会議という表現だったと思いますが、やっています。一堂に会して会議を開くのではなくて、多分書類を持って委員のところを回ったと思います。それでみんなが賛成だったということで報告をしておりました。そのときは、多分時間がないからそういうふうにしたと思うのですが、そういうふうにした場合は、次になるべく早く会議を開いて、そのことを委員会の中で報告することではないでしょうか。それは開かれたのでしょうかお伺いします。

それから、軽米町ではこのような防災マップを各世帯に配布しています。これのちょうど4ページに新井田地区のメガソーラーが設置していると思われる場所の地図があります。その近くには、土石流危険溪流、それから土石流危険区域というのがあります。そこからはずれて設置していると思われませんが、この防災マップにできればメガソーラーの場所を明示していただきたいなと思います。

それから、アドバイザーの先生もおっしゃっていましたが、町民の理解を得られるために、このようなパネルをつくったりして町民によく説明して理解を得てやってほしいということを言っていました。ぜひとも2万5,000分の1の地図にでも、これを今行われているメガソーラーはこの場所ですよということを明示して掲示していただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

〔再生可能エネルギー推進室長 福田浩司君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、ただいまの江刺家議員からのご質問にお答えします。

まず第1点の通常の見回りをしているかということについてですけれども、軽米西ソーラーにつきましましては、保守点検をする会社に5名現在軽米に常駐しております。その方たちが常に施設の点検、巡回をしております。

それから、2点目の訓練をしているかということですが、まだそういった防災訓練等はしておりませんが、地区の方々にも防災体制あるいは災害発生時の対応等については、総会等いろいろな機会を通じて説明しております。

あと協議会で30年度の2回目が持ち回りの会議になったということについてですけれども、これは西山発電所の譲渡に関することをごさいます、西山発電所が譲渡になったわけですが、さまざまな事情によりまして時間がない関係で持ち回りの会議となったわけですが、それらにつきましましては詳しく説明しておりますし、平成31年度の委員会はまだ開催しておりませんが、その中でまた順調にかわっていること、8月1日に最終的に西山発電所のほうは譲渡先にかわりましたので、それらについても、平成31年度の協議会において説明したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 江刺家議員のメガソーラー施設の位置の防災マップへの掲載についてですが、本年度防災マップを作成しておりますが、既にかなり事業のほうが進んでおります。やはりその位置を掲載するとなると、防災マップなので正確な位置を示す必要がある。そうすると、かなり時間をいただく必要があるかと思っております。防災マップの作成につきましましては、昨年度補正予算でご承認をいただいてことしへの繰り越し事業となっておりますので、今回作成の防災マップにはちょっと掲載をお約束しかねるという状況であることをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 防災マップが今年度発行されるということでした。これは前回のものですが、これでここはこうだよというか、それどこから来たのと言っていました。あなたのほうにも来たはずだよというふうに、皆さんちょっと見えなくしたりしてはいますが、この前の九州の災害のときなんか防災マップを広げてうちは5メートルの水深区域だということで、それを見て避難した

方々もありますので、今回のメガソーラーの質問とはちょっとずれますけれども、そういう大事なものだということもつけ加えてぜひとも発行していただきたいと思います。

それから、先日協議会の記録の中で新井田地区で山の木を切ったら田んぼから水が湧いてきたというが、それはどういうことかという質問がありました。それは後で調べてお答えしますということでしたけれども、それはどういうことだったのでしょうか。

また、最後になりますけれども、岩手県では50町歩を超える林地開発は許可した経緯がないということを書いていたら藤川副町長の送別会の際にそういうこととお話ししていらっしやいました。それを超えて許可をとったという快挙であったということですが、それは心配症の私たちにとっては快挙だったのかなと思ったりします。まず災害があったときの対応をどうぞぜひとも慎重に考えていただきたいと思います。新井田地区のは解決したのでしょうか。これで質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ちょっと誤解があるとあれですけども、快挙と言ったかどうかあれですが、一応開発許可を得るためには、いろんな詳細にわたり測量しなければいけません。雨が降ったときに、沢の容積等、さまざま考えて、安全なようにいろいろ検討しながら許可を出すわけですが、そういった点で、やはり50ヘクタール以上の許可を出してこないというのは、結局職員の対応とか、さまざま考えてのお話だったのかなというふうに思っております。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

当町は大変な大きな面積の許可でございましたので、そこは私も県のほうにも早期にやっていただくことも十分お願いしたということをお伝えしたのですが、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

〔再生可能エネルギー推進室長 福田浩司君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、江刺家議員の質問にお答えします。

木を切った結果につきましては、再度詳しく調べて、特別委員会の際にご報告したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、9月6日午前10時からこの場で開きます。
本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時49分）